

中国残留日本人・中国帰国者の人生が問いかけること

第5回 肉親捜しと帰国：「残留日本人」の誕生

中国残留日本人は日本敗戦直後から、日本の肉親との再会、日本への帰国を切望していました。しかし、東西冷戦で日中国交が断絶し、しかも日本政府が引揚事業を打ち切ったため、日本と連絡をとれませんでした。

1972年、残留日本人が待ち望んだ日中国交が、ようやく正常化しました。

しかし日本政府はその後、残留日本人の肉親捜し・帰国に無関心であり続けました。

厚生省・日本大使館には多数の残留日本人から手紙が殺到しましたが、日本政府はこれを無視しました。政府は肉親捜しの訪日調査にも消極的で、1981年によく開始した後も、「毎年、調査への参加を申請したが、何の理由説明もないまま、10年以上放置された」と語る残留孤児が続出しました。

日本政府は、残留日本人の帰国に際し、肉親による身元保証も課しました。そのため、肉親が未判明など身元保証を得られない多くの人々が、帰国できなくなりました。こうした帰国制限が撤廃されたのは、国交正常化から22年を経た1994年です。

日本政府の無関心・帰国制限には、二つの「言い訳」がありました。一つは、残留日本人問題が個々の家族の私事・自己責任に起因し、民事不介入の原則により行政は関与すべきでない。もう一つは、中国に残留した日本人は全員、1972年の国交正常化と同時に「本人の志望」で日本国籍を離脱し、中国籍になっている。

残留日本人は、こうした日本政府の理不尽な「言い訳」に憤りを禁じ得ませんでした。彼・彼女たちが中国に残留せざるを得なかったのは私事・自己責任では断じてありません。戦前・戦後の日本政府の移民送出・引揚事業打ち切りなど、国策のせいです。「本人の志望」で日本国籍を離脱した事実もありません。日本政府が本人の意志も聞かず、一方的に日本国籍を剥奪したのです。

残留日本人は日中国交正常化以降、日本政府の国籍剥奪・帰国制限によって生み出されました。「残留日本人」という言葉・概念が生まれたのも、1970年代半ば以降です。主権者である日本国民は、この責任を深く認識すべきでしょう。